（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十条　第三十五条第一項の仮置場対策課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十一条　第三十五条第一項の放射能汚染廃棄物対策課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（減容化施設整備課の設置期間の特例）

第十二条　第三十五条第一項の減容化施設整備課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（調整官の設置期間の特例）

第十三条　第三十五条第二項及び第四十一条第二項の調整官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調査設計課の設置期間の特例）

第十四条　第四十一条第一項の調査設計課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十五条　第四十一条第一項の工務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十六条　第四十一条第一項の輸送課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第十七条　第四十一条第一項の管理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地総括課の設置期間の特例）

第十八条　第四十一条第一項の用地総括課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地審査課の設置期間の特例）

第十九条　第四十一条第一項の用地審査課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地補償第一課及び用地補償第二課の設置期間の特例）

第二十条　第四十一条第一項の用地補償第一課及び用地補償第二課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第二十一条　第四十一条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所の設置期間の特例）

第二十二条　第五十一条第二項の県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染廃棄物対策第二課の設置期間の特例）

第十条　第二条第一項の放射能汚染廃棄物対策第二課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（減容化施設整備課の設置期間の特例）

第十一条　第二条第一項の減容化施設整備課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課の設置期間の特例）

第十二条　第二条第一項の除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（調査設計課の設置期間の特例）

第十三条　第二条第一項の調査設計課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（工務課の設置期間の特例）

第十四条　第二条第一項の工務課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十五条　第二条第一項の輸送課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第十六条　第二条第一項の管理課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地総括課の設置期間の特例）

第十七条　第二条第一項の用地総括課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地審査課の設置期間の特例）

第十八条　第二条第一項の用地審査課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地補償第一課及び用地補償第二課の設置期間の特例）

第十九条　第二条第一項の用地補償第一課及び用地補償第二課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第二十条　第二条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）